



三井住友DSアセットマネジメントが藤倉コンポジット<5121>株式の 変更報告書を提出（保有減少）



藤倉コンポジット<5121>について、三井住友DSアセットマネジメントが6月22日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合の1%以上の減少」によるもの。

報告書によると、三井住友DSアセットマネジメントの藤倉コンポジット株式保有比率は、4.20%と1.07%減少した。

報告義務発生日は、2018年6月15日。